

第9回 判例研究⑥ :学生無年金障害者訴訟(最判平成19年9月28日民集61巻6号2345頁)

○障害基礎年金不支給決定取消等請求事件

(平成17年(行ツ)第246号 平成19年9月28日第2小法廷判決 棄却)

- 5 【上告人】 控訴人 被控訴人 X₁ ほか2名 代理人 新井章 ほか
【被上告人】 被控訴人 控訴人 国 ほか1名 代理人 服部晴彦
【第1審】 東京地方裁判所 平成16年3月24日判決
【第2審】 東京高等裁判所 平成17年3月25日判決

10 ○判示事項

1. 国民年金法(平成元年法律第86号による改正前のもの)が、同法所定の学生等につき国民年金の強制加入被保険者とせず、任意加入のみを認め、強制加入被保険者との間で加入及び保険料免除規定の適用に関し区別したこと、及び立法府が上記改正前に上記学生等を強制加入被保険者とするなどの措置を講じなかったことと憲法25条、14条1項
- 15 2. 立法府が、平成元年法律第86号による国民年金法の改正前において、初診日に同改正前の同法所定の学生等であった障害者に対し、無拠出制の年金を支給する旨の規定を設けるなどの措置を講じなかったことと憲法25条、14条1項

○判決要旨

- 20 1. ①国民年金法(平成元年法律第86号による改正前のもの)が、同法7条1項1号イ(昭和60年法律第34号による改正前の国民年金法7条2項8号)所定の学生等につき、国民年金の強制加入による被保険者とせず、任意加入のみを認めることとし、これに伴い上記学生等を強制加入による被保険者との間で加入及び保険料納付義務の免除規定の適用に関して区別したこと、及び②立法府が、平成元年法律第86号による国民年金
- 25 法の改正前において、上記学生等につき強制加入による被保険者とするなどの措置を講じなかったことは、憲法25条、14条1項に違反しない。
2. 立法府が、平成元年法律第86号による国民年金法の改正前において、初診日に同改正前の同法7条1項1号イ(昭和60年法律第34号による改正前の国民年金法7条2項8号)所定の学生等であった障害者に対し、無拠出制の年金を支給する旨の規定を設ける
- 30 などの措置を講じなかったことは、憲法25条、14条1項に違反しない。

【参照】(1、2につき)国民年金法(昭和60年法律第34号による改正前のもの)7条1項、2項8号 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者は、国民年金の被保険者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、国民年金の被保険者としない。

- 35 八 次に掲げる学校に在学する生徒又は学生。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条に規定する高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程若しくは同法第54条に規定する大学の夜間の学部若しくは同法第69条の2第6項に規定する短期大学の夜間の学科に在学し、又は同法

第 54 条の 2 (同法第 76 条において準用する場合を含む。) に規定する通信による教育を受ける生徒又は学生を除く。

イ 学校教育法第 41 条に規定する高等学校 (盲学校、^{ろう}聾学校又は養護学校の高等部を含む。) 及びこれに相当する国立の学校で厚生大臣の指定するもの

5 ロ 学校教育法第 52 条に規定する大学 (同法第 62 条に規定する大学院を含む。) 及び同法第 69 条の 2 第 2 項に規定する短期大学並びにこれらに相当する国立の学校で厚生大臣の指定するもの

ハ 学校教育法第 70 条の 2 に規定する高等専門学校及びこれに相当する国立の学校で厚生大臣の指定するもの

10 同法 (平成元年法律第 86 号による改正前のもの) 7 条 1 項 1 号イ 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

一 日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者であつて次号及び第 3 号のいずれにも該当しないもの (次のいずれかに該当する者を除く。以下「第 1 号被保険者」という。)

イ 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 41 条に規定する高等学校の生徒、同法第 52 条に規定する大学の学生その他の生徒又は学生であつて政令で定めるもの

15 同法 (昭和 60 年法律第 34 号による改正前のもの) 30 条 1 項 障害年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、次の各号の要件に該当する者が、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病 (以下「傷病」という。) について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日 (以下「初診日」という。) から起算して 1 年 6 月を経過した日 (その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日 (その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。)) とし、以下「障害認定日」という。) において、その傷病により別表に定める程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する。

20 一 初診日において被保険者であつた者については、初診日の前日において次のいずれかに該当したること。

25 イ 初診日の属する月の前月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間が 15 年以上であるか、又はその保険料納付済期間が 5 年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものの 3 分の 2 以上を占めること。

ロ 初診日の属する月前における直近の基準月 (1 月、4 月、7 月及び 10 月をいう。以下同じ。) の前月までの被保険者期間が 3 年以上であり、かつ、その被保険者期間のうち最近の 3 年間に保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていること。

30 ハ 初診日の属する月前における直近の基準月の前月までの通算年金通則法第 4 条第 1 項各号に掲げる期間を合算した期間が 1 年以上であり、かつ、同月までの 1 年間のうちに保険料納付済期間以外の被保険者期間がないこと。

ニ 初診日の属する月の前月までの被保険者期間につき、第 26 条に規定する要件に該当していること。

35 二 初診日において被保険者でなかつた者については、初診日において 65 歳未満であり、かつ、初診日の前日において第 26 条に規定する要件に該当したること。

同法 30 条 1 項 障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病 (以下「傷病」という。) について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日 (以下「初診日」という。) において次の各号のいずれかに該当した者が、当該初診日から起算して 1 年 6 月を経過した日 (その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日 (その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。)) とし、以下「障害認定日」という。) において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する。ただし、当該傷病に

係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、この限りでない。

一 被保険者であること。

5 二 被保険者であった者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること。

同法 89 条 被保険者（第 90 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受ける被保険者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたもの及び第 93 条第 1 項の規定により前納されたものを除き、納付することを要しない。

10 一 障害基礎年金又は被用者年金各法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものの受給権者（最後に厚生年金保険法第 47 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく3年を経過した障害基礎年金の受給権者（現に障害状態に該当しない者に限る。）その他の政令で定める者を除く。）であるとき。

15 二 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による生活扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき。

三 前 2 号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める施設に入所しているとき。

同法（平成 12 年法律第 18 号による改正前のもの） 90 条 次の各号のいずれかに該当する被保険者から申請があつたときは、社会保険庁長官は、申請のあつた日の属する月の前月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第 93 条第 1 項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとするができる。ただし、世帯主又は配偶者にこれを納付するについて著しい困難がないと認められるときは、この限りでない。

20 一 所得がないとき。

25 二 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助であつて厚生省令で定めるものを受けるとき。

三 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める障害者であつて、年間の所得が政令で定める額以下であるとき。

四 地方税法に定める寡婦であつて、年間の所得が前号に規定する政令で定める額以下であるとき。

五 その他保険料を納付することが著しく困難であると認められるとき。

30 2 前項の規定による処分があつたときは、年金給付の支給要件及び額に関する規定の適用については、その処分は、当該申請のあつた日にされたものとみなす。

同法（昭和 60 年法律第 34 号による改正前のもの） 附則 6 条 1 項、6 項 明治 44 年 4 月 2 日以後に生まれた者（昭和 36 年 4 月 1 日において 50 歳をこえない者）であつて、第 7 条第 2 項に該当するものは、同項の規定にかかわらず、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。ただし、同項第 1 号に該当する者及び同条第 1 項に該当しない者は、この限りでない。

35 6 第 1 項の規定による被保険者については、第 89 条及び第 90 条の規定を適用しない。

同法（平成元年法律第 86 号による改正前のもの） 附則 5 条 1 項 1 号 次の各号のいずれかに該当する者（第 2 号被保険者及び第 3 号被保険者を除く。）は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。

40 一 日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者であつて、第 7 条第 1 項第 1 号イ若しくはロに該当するもの又は附則第 4 条第 1 項に規定する政令で定める者であるもの

同法（平成 12 年法律第 18 号による改正前のもの）附則 5 条 10 項 10 第 1 項の規定による被保険者については、第 89 条及び第 90 条の規定を適用しない。

(2 につき) 国民年金法 30 条の 4 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において 20 歳未満であった者が、障害認定日以後に 20 歳に達したときは 20 歳に達した日において、障害認定日が 20 歳に達した日後であるときはその障害認定日において、障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に障害基礎年金を支給する。

2 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において 20 歳未満であった者（同日において被保険者でなかった者に限る。）が、障害認定日以後に 20 歳に達したときは 20 歳に達した日後において、障害認定日が 20 歳に達した日後であるときはその障害認定日後において、その傷病により、65 歳に達する日の前日までの間に、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、その期間内に前項の障害基礎年金の支給を請求することができる。

3 第 30 条の 2 第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

同法（昭和 60 年法律第 34 号による改正前のもの）57 条 疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において 20 歳未満であった者が、障害認定日後に 20 歳に達したときは 20 歳に達した日において、障害認定日が 20 歳に達した日後であるときはその障害認定日において、別表に定める程度の障害の状態にあるときは、第 56 条第 1 項の規定の適用については、その者は、同項に規定する障害福祉年金の支給要件に該当するものとみなす。疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において 20 歳未満であった者が、障害認定日後に 20 歳に達したときは 20 歳に達した日後において、障害認定日が 20 歳に達した日後であるときは障害認定日後において、その傷病により、65 歳に達する日の前日までの間に、はじめて別表に定める程度の障害の状態に該当するに至ったときも、同様とする。

2 第 30 条の 2 第 3 項の規定は前項後段の規定により支給する障害福祉年金について、第 31 条第 2 項及び第 32 条の規定は前項の規定による障害福祉年金の受給権者が第 30 条第 2 項又は第 30 条の 2 第 2 項の規定により当該障害と新たに発した傷病に係る障害とを併合した障害の程度による障害年金の受給権を取得した場合について、それぞれ準用する。

○ 主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

○ 理 由

以下、国民年金法を「法」といい、法の改正の表記は別表による。

第 1 上告代理人新井章ほかの上告理由第 1 点、第 4 点のうち昭和 60 年改正前の法 7 条 2 項 8 号、平成元年改正前の法 7 条 1 項 1 号イの規定等の憲法 14 条及び 25 条違反をいう部分について

1 法 30 条 1 項 1 号は、障害基礎年金（昭和 60 年改正前は障害年金。以下、上記の障害基礎年金と障害年金を「障害基礎年金等」という。）につき、傷病の初診日において国民年金の被保険者であることを受給要件として定めている。

法は、原則として、日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者につき、当然に国民年金の被保険者となるものとしている（昭和 60 年改正前の法 7 条 1 項、法 7 条 1 項 1 号。い

わゆる強制加入。以下、強制加入による被保険者を「強制加入被保険者」という。)が、平成元年改正前の法は、このうちの高等学校の生徒、大学の学生など所定の生徒又は学生(ただし、定時制の課程、通信制の課程又は夜間の学部等に在学する生徒又は学生を除く。以下「20歳以上の学生」という。)につき、その例外とし(昭和60年改正前の法7条2項8号、平成元年改正前の法7条1項1号イ。以下、これらの規定を「強制加入例外規定」という。)、本人の都道府県知事への申出によって国民年金の被保険者となることのできる任意加入を認め

5 5 10 15 20 25 30 35

ていた(昭和60年改正前の法附則6条1項、平成元年改正前の法附則5条1項1号)。
また、法は、強制加入被保険者に対しては、保険料納付義務の免除に関する規定(法89条、平成12年改正前の法90条。以下、これらの規定を「保険料免除規定」という。)を設

10 け、これによる免除を受けた者に対しても所定の要件の下で障害基礎年金等を支給することとしている(昭和60年改正前の法30条1項1号、昭和60年法律第34号附則20条1項、法30条1項ただし書)が、任意加入により国民年金の被保険者となった者(以下「任意加入被保険者」という。)については、保険料免除規定の適用を認めず(昭和60年改正前の法附則6条6項、平成12年改正前の法附則5条10項)、任意加入被保険者は、保険料を滞納

15 し所定の期限までに納付しないときは、被保険者の資格を喪失することとしている(昭和60年改正前の法附則6条5項4号、法附則5条6項4号)。

このため、平成元年改正前の法の下においては、20歳以上の学生は、国民年金に任意加入して保険料を納付していない限り、傷病により障害の状態にあることとなっても、初診日において国民年金の被保険者でないため障害基礎年金等の支給を受けることができない。

20 また、保険料負担能力のない20歳以上60歳未満の者のうち20歳以上の学生とそれ以外の者との間には、上記の国民年金への加入に関する取扱いの区別及びこれに伴う保険料免除規定の適用に関する区別(以下、これらを併せて「加入等に関する区別」という。)によって、障害基礎年金等の受給に関し差異が生じていたことになる。

2 国民年金制度は、憲法25条の趣旨を実現するために設けられた社会保障上の制度であるところ、同条の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱、濫用とみざるを得ないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であるといわなければならない。もっとも、同条の趣旨にこたえて制定された法令において受給権者の範囲、支給要件等につき何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いをするときは別に憲

25 法14条違反の問題を生じ得ることは否定し得ないところである(最高裁昭和51年(行ツ)第30号同57年7月7日大法廷判決・民集36巻7号1235頁参照)。

3 国民年金制度は、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止することを目的とし、被保険者の拠出した保険料を基として年金給付を行う保険方式を制度の基本とするものであり(法1条、87条)、雇用関係等を前提とする厚生年金保険法等の被用者年金各法の適用対象となっていない者(農林漁業従事者、自営業者等)を対象とする年金制度として創設されたことから、強制加入被保険者の範囲を、

就労し保険料負担能力があると一般に考えられる年齢によって定めることとし、他の公的年金制度との均衡等をも考慮して、原則として 20 歳以上 60 歳未満の者としたものである（昭和 60 年改正前の法 7 条 1 項）。そして、国民共通の基礎年金制度を導入し被用者年金各法の被保険者等をも国民年金の強制加入被保険者とする事とした昭和 60 年改正においても、第 1 号被保険者（平成元年改正前の法 7 条 1 項 1 号）の範囲を原則として上記の年齢によって定めることとしたものである。

学生（高等学校等の生徒を含む。以下同じ。）は、夜間の学部等に在学し就労しながら教育を受ける者を除き、一般的には、20 歳に達した後も稼得活動に従事せず、収入がなく、保険料負担能力を有していない。また、20 歳以上の者が学生である期間は、多くの場合、数年間と短く、その間の傷病により重い障害の状態にあることとなる一般的な確率は低い上に、多くの者は卒業後は就労し、これに伴い、平成元年改正前の法の下においても、被用者年金各法等による公的年金の保障を受けることとなっていたものである。一方、国民年金の保険料は、老齢年金（昭和 60 年改正後は老齢基礎年金）に重きを置いて、その適正な給付と保険料負担を考慮して設定されており、被保険者が納付した保険料のうち障害年金（昭和 60 年改正後は障害基礎年金）の給付費用に充てられることとなる部分はわずかであるところ、20 歳以上の学生にとって学生のうちから老齢、死亡に備える必要性はそれほど高くはなく、専ら障害による稼得能力の減損の危険に備えるために国民年金の被保険者となることについては、保険料納付の負担に見合う程度の実益が常にあるとまではいい難い。さらに、保険料納付義務の免除の可否は連帯納付義務者である被保険者の属する世帯の世帯主等（法 88 条 2 項）による保険料の納付が著しく困難かどうかをも考慮して判断すべきものとされていること（平成 12 年改正前の法 90 条 1 項ただし書）などからすれば、平成元年改正前の法の下において、学生を強制加入被保険者として一律に保険料納付義務を負わせ他の強制加入被保険者と同様に免除の可否を判断することとした場合、親などの世帯主に相応の所得がある限り、学生は免除を受けることができず、世帯主が学生の学費、生活費等の負担に加えて保険料納付の負担を負うこととなる。

他方、障害者については障害者基本法等による諸施策が講じられており、生活保護法に基づく生活保護制度も存在している。

これらの事情からすれば、平成元年改正前の法が、20 歳以上の学生の保険料負担能力、国民年金に加入する必要性ないし実益の程度、加入に伴い学生及び学生の属する世帯の世帯主等が負うこととなる経済的な負担等を考慮し、保険方式を基本とする国民年金制度の趣旨を踏まえて、20 歳以上の学生を国民年金の強制加入被保険者として一律に保険料納付義務を課すのではなく、任意加入を認めて国民年金に加入するかどうかを 20 歳以上の学生の意思にゆだねることとした措置は、著しく合理性を欠くということとはできず、加入等に関する区別が何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いであるということもできない。

確かに、加入等に関する区別によって、前記のとおり、保険料負担能力のない 20 歳以上 60 歳未満の者のうち 20 歳以上の学生とそれ以外の者との間に障害基礎年金等の受給に関し差異が生じていたところではあるが、いわゆる拋出制の年金である障害基礎年金等の受

要旨 1

給に関し保険料の拠出に関する要件を緩和するかどうか、どの程度緩和するかは、国民年金事業の財政及び国の財政事情にも密接に関連する事項であって、立法府は、これらの事項の決定について広範な裁量を有するといふべきであるから、上記の点は上記判断を左右するものとはいえない。

そうすると、平成元年改正前の法における強制加入例外規定を含む 20 歳以上の学生に関する上記の措置及び加入等に関する区別並びに立法府が平成元年改正前において 20 歳以上の学生について国民年金の強制加入被保険者とするなどの所論の措置を講じなかったことは、憲法 25 条、14 条 1 項に違反しない。

10 以上は、前記大法廷判決及び最高裁昭和 37 年（オ）第 1472 号同 39 年 5 月 27 日大法廷判決・民集 18 卷 4 号 676 頁の趣旨に徴して明らかである。これと同旨の原審の判断は正当として是認することができる。論旨は採用することができない。

第 2 同第 2 点、第 4 点のうち 20 歳以上の学生に対し無拠出制の年金を支給する旨の規定を設けるなどの措置を講じなかった立法不作為の憲法 14 条及び 25 条違反をいう部分について

15 1 法 30 条の 4（昭和 60 年改正前の法 57 条）は、傷病の初診日において 20 歳未満であった者が、障害認定日以後の 20 歳に達した日において所定の障害の状態にあるとき等には、その者（以下「20 歳前障害者」という。）に対し、障害の状態の程度に応じて、いわゆる無拠出制の障害基礎年金（昭和 60 年改正前は障害福祉年金。以下、上記の障害基礎年金と障害福祉年金を「20 歳前障害者に対する障害基礎年金等」という。）を支給する旨を定めている。

20 国民年金の被保険者資格を取得する年齢である 20 歳に達する前に疾病にかかり又は負傷し、これによって重い障害の状態にあることとなった者については、その後の稼得能力の回復がほとんど期待できず、所得保障の必要性が高いが、保険原則の下では、このような者は、原則として、給付を受けることができない。20 歳前障害者に対する障害基礎年金等は、このような者にも一定の範囲で国民年金制度の保障する利益を享受させるべく、同制度が基本とする拠出制の年金を補完する趣旨で設けられた無拠出制の年金給付である。

25 2 無拠出制の年金給付の実現は、国民年金事業の財政及び国の財政事情に左右されるところが大きいこと等にかんがみると、立法府は、保険方式を基本とする国民年金制度において補完的に無拠出制の年金を設けるかどうか、その受給権者の範囲、支給要件等をどうするか等の決定について、拠出制の年金の場合に比べて更に広範な裁量を有しているといふべきである。また、20 歳前障害者は、傷病により障害の状態にあることとなり稼得能力、保険料負担能力が失われ又は著しく低下する前は、20 歳未満であったため任意加入も含めおよそ国民年金の被保険者となることのできない地位にあったのに対し、初診日において 20 歳以上の学生である者は、傷病により障害の状態にあることとなる前に任意加入によって国民年金の被保険者となる機会を付与されていたものである。これに加えて、前記のとおり、
30 障害者基本法、生活保護法等による諸施策が講じられていること等をも勘案すると、平成元年改正前の法の下において、傷病により障害の状態にあることとなったが初診日において
35

20 歳以上の学生であり国民年金に任意加入していなかったために障害基礎年金等を受給することができない者に対し、無拠出制の年金を支給する旨の規定を設けるなどの所論の措置を講じるかどうかは、立法府の裁量の範囲に属する事柄というべきであって、そのような立法措置を講じなかったことが、著しく合理性を欠くということとはできない。また、無拠出制の年金の受給に関し上記のような 20 歳以上の学生と 20 歳前障害者との間に差異が生じるとしても、両者の取扱いの区別が、何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いであるということもできない。そうすると、上記の立法不作為が憲法 25 条、14 条 1 項に違反するということとはできない。

10 以上は、前記各大法廷判決の趣旨に徴して明らかである。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができ、論旨は採用することができない。

第 3 その余の上告理由について

その余の上告理由は、違憲をいうが、原判決の結論に影響しない事項についての違憲を主張するもの又はその実質は単なる法令違反をいうものであって、民訴法 312 条 1 項及び 2 項に規定する事由のいずれにも該当しない。

15 よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 津野 修 裁判官 今井 功 裁判官 中川了滋 裁判官 古田佑紀)

別表

昭和 60 年改正	昭和 60 年法律第 34 号による改正
平成元年改正	平成元年法律第 86 号による改正
平成 12 年改正	平成 12 年法律第 18 号による改正